

下野村騒動記（二）

—明和二年、御番頭御用日記—

矢野徳彌

（会員 佐伯市本匠）

一、金作・幸作・清治郎、出牢申し付け、書き付けをもつて申し渡し、相済み小頭壱人づつ、足輕三人づつ差し添え御領分境柚木峠見明・日向境へ追放仰せ付けられ候。

本文読み下し

六月十一日

当二月廿四日の日記にこれ有り候とおり、下野村百姓ども、先の開闢市右衛門と出入りの儀につき、徒党結び候につき、町宿預け、揚屋、入牢など仰せ付けおかれ候。

もつとも右浦組大庄屋、庄屋ども呼び出し、右のとおり仰せ付けられ候段、申し渡し候。

一、大庄屋幸右衛門呼び出し、書き付けをもつて役儀御取り上げなされ候段、申し渡し候。

一、幸右衛門憚千治郎、親類七郎兵衛呼び出し、千治郎大庄屋役仰せ付けられ、七郎兵衛へ後見仰せつけられ候段、それぞれ書き付けをもつて申し渡しそれぞれ申し渡し候よう、金兵衛申し聞かせられ候につき、拙者ども御郡代、御目付、御代官今朝会所出席、左のとおりの順に呼び出し、書き付けをもつて申し渡し候。相済み、その段金兵衛へ申し達し候。

一、坂野浦小庄屋伴右衛門・野口小庄屋甚左衛門・同所地目付惣市呼び出し、役儀御取り揚げなされ候段、書き付けをもつて申し渡し候。

右一件、委細は別帳にこれ有り候につき、一通り相記し申候。

一、甚兵衛・平四郎・勘兵衛出牢申し付け、書き付け

をもつて小庄屋、地目付役御取り揚げなされ、甚兵

衛・平四郎過料三貫文づつ、勘兵衛同断式貫文仰

せ付けられ候段、申し渡し候。

一、藤原孫兵衛、野口庄七、坂野浦源左衛門呼び出し書

き付けをもつて小庄屋役仰せ付けられ候段、申し

渡し候。

土井ノ内又之丞、脇惣七、野口与惣兵衛右同断、書

き付けをもつて地目付役仰せ付けられ候段、申し

渡し候。

一、伊兵衛・茂平治出牢申し付け、書き付けをもつて申

し渡し、過料式貫文づつ仰せ付けられ候。

一、藤原元次太郎兵衛・宇左衛門呼び出し、百姓ども

徒党を結び候品々書き付けいたし筆者につき、書

き付けをもつて申し渡し候。

一、惣百姓ども残らず呼び出し、書き付けをもつて申し

渡し候。

同十一日

一、前条のとおり仰せ付けられ候趣、御勘定頭へも、

申し渡し候。

一、市右衛門（皆合）

米水津浦組閥網へ所替え。

一、幸右衛門（下野村大庄屋）役儀取り揚げ。

内容のあらまし

六月十一日

①二月二十四日の日記にもあるとおり、下野村の百姓た

ちが、前の皆合市右衛門と争い徒党を組む事件を起こ

したことにつき、頭立つ者を捕らえ拘置してきた。

②この者らに対する処罰について、関係の役人たちで協

議し、其の内容を家老を通じ、江戸在住の殿にも伺つ

たところ、其の通りに命ぜられた。

③本日、各人に申し渡すよう家老の金兵衛から指示され

たので、会所へ次の順に呼び出し、拙者たち（御郡代、

御目付、御代官）より、書面をもつて申し渡した。

④終わって、そのことを家老に報告した。

⑤詳細は別帳にあるので、一通りのことを記して置く。

以下、処分の内容を略記すると、次のようである。

一、金作（惣百姓）、幸助（藤原百姓）、清治郎（同）日

向境柚木峠・見明より国外追放。（小頭一人、足軽

二人、峠まで付き添い）

一、市右衛門（皆合）

米水津浦組閥網へ所替え。

一、幸右衛門（下野村大庄屋）役儀取り揚げ。

跡役、同人悴千治郎（親族七郎兵衛後見）へ仰せ付け。

一、伴右衛門（坂野浦小庄屋）、甚左衛門（野口小庄屋）、惣市（野口地目付）役儀取り揚げ。

一、甚兵衛（藤原小庄屋）、平四郎（白潟小庄屋）、勘兵衛（脇地目付）役儀取り揚げ、過料三貫文。

一、小庄屋跡役

孫兵衛（藤原）、庄七（野口）、源右衛門（坂野浦）

へ仰せ付け。

地目付跡役

又之丞（土井ノ内）、惣七（脇）、惣兵衛（野口）へ申し付け。

一、伊兵衛（脇百姓）、茂平治（同）過料式貫文。

一、元沢・太郎兵衛・宇左衛門（藤原）、騒動側の書き役を勤めたとして、書面により戒告。

一、下野村の全百姓を呼び出し、書面により戒告。

同十一日

前記のとおり処分したことを、御勘定頭にも伝えた。
以上。

おわりに

下野村の騒動は、村組皆合の事務処理をめぐる百姓たちの不満・抗争によるものだが、藩はこの内容を吟味するよりも、百姓たちが徒党をなして行動したことを、公儀の御法度に背く重大な犯罪として、厳しく処分している。

ただ、事件首謀者の既定の判断であつたのか、暴徒が虚空谷で踏みとどまり、城下に侵入しなかつたのは、大きな救いである。

もし一步でも踏み越えていたら、藩の武力行使を招きより重大な事件と化していたに違いない。

それにもしても、為政者が集団による民衆の対抗を、いかに恐れていたかを思わせる出来事の一つと言える。